

仕 様 書

1 件名

令和7年度帳簿類のメンテナンス業務の委託

2 業務概要

四国総合通信局内業務で使用する各種帳簿等の運用に支障がないよう総合的な保守・点検等メンテナンス業務を行うことを目的とする。

3 所在地、対象管理簿

所在地：愛媛県松山市味酒町2丁目14-4 四国総合通信局

対象管理簿：原則財務関係帳簿

4 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

5 担当部署

四国総合通信局総務課財務室（以下「主管室」という。）

電話番号：資材係 089-936-5026

メールアドレス：shikoku-shizai@ml.soumu.go.jp

6 業務内容

（1）点検業務

対象帳簿等について、年1回（2月）全体を確認し、今後の運用に支障がないことを確認すること。

（2）保守・管理業務

当局の要望に応じて、それに対応する設定を行うこと。またトラブルなど不調が生じたときは要望に応じて対応すること。

7 一般的事項

（1）請負者は、関係諸法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって業務の実施にたり、原則実施は10日前まで依頼し、当局にて行うこと。

なお、実施における部屋及び駐車場は当局が用意し、移動に係る経費は請負者負担とする。

（2）本仕様書について疑義が生じた場合及び本仕様書に明記していない事項については、四国総合通信局総務部総務課財務室資材係（以下、「主管係」（電

話：０８９-９３６-５０２６) という。) と協議を行うこと。

- (3) 本業務において知り得た事項(個人情報を含む)を他に漏洩、無断で複写、転写、または他の目的に使用してはならない。業務完了後も同様とする。
- (4) 請負者の責めに帰すべき事由により、庁舎の施設の破損等により損害を生じたときは、請負者がその損害を賠償しなければならない。
- (5) 請負者は、本業務の履行を自ら行い、再委託は行わないこと。

8 年間委託予定

- (1) 点検業務(年1回・2月)
- (2) 保守・管理業務(2ヶ月に1回程度・半日～1日程度)

9 諸経費等

上記(1)「点検業務」については基本契約とし、(2)「保守・管理業務」は単価契約とする。

見積書の作成にあたっては、対象管理簿は、以下の時間帯※に来局し、対応可能かどうか等確認した上で、年間において定期点検(1日)、保守・管理業務は(1日×3回、半日×3回)で算出すること。

※平日(月曜日～金曜日)の8:30～17:15

10 その他

- (1) 点検日については、別途主管係と協議の上、決定すること。
- (2) 実際の保守管理業務が、「8年間委託予定」から変動しても、精算等を行わない。
- (3) その他諸費用が発生することが想定された場合は、主管係に連絡し、協議すること。
- (4) 対象管理簿以外のメンテナンスを行う場合は、主管係と調整の上、実施すること。